

財務省告示第三十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年十二月二十七日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年二月五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入	年債利付（国二庫）	年債利付（国十庫）	年債利付（国十庫）	年債利付（国十庫）	年債利付（国十庫）	年債利付（国十庫）
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第二回二百三十	第二回二百三十	億千六百八十六	八九錢五厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第四回二百三十	第四回二百三十	億二千八百十四	九九錢四厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第八回二百四十	第八回二百四十	円三百六十八億	一九錢九厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第九回二百二十	第九回二百二十	百三億円	三百円九十八錢	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第一回	第一回	百五十億円	四四錢一厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五十一億円	一四錢一厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第四回	第四回	四億円	七九錢二厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第七回	第七回	百二十七億円	一四錢九厘	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三十一億円	百一円二錢	〃	〃	〃	〃	〃	〃

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	第二十三回	第二十回	〃	〃	第十五回
一兆二億円	三億円	二十五億円	二十五億円	十億円	五億円	百億円
	二百四十九銭	三百四十七銭	九百四十三銭	錢百八十八厘	錢百四十三厘	錢百五十三厘